省　令

○環境省令第四号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行に伴い、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月九日

環境大臣　石原　宏高

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の五第三号イ中「第十条の三」とあるのは「第十条の三第一項」とする。

附　則

（施行期日）

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○消費者庁・観光庁告示第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の三の規定に基づき、標準旅行業約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月九日

消費者庁長官　堀井奈津子

観光庁長官　村田　茂樹

標準旅行業約款の一部を改正する告示

標準旅行業約款（平成十六年国土交通省告示第千五百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙 特別補償規程 （通院見舞金の支払い） **第九条**　当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診又はオンライン診療を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。 一・二　（略） 2～5　（略）	別紙 特別補償規程 （通院見舞金の支払い） **第九条**　当社は、旅行者が第一条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合において、その日数（以下「通院日数」といいます。）が三日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。 一・二　（略） 2～5　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○法務省告示第十七号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月九日

法務大臣　平口　洋

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［第一～第四　略］ 第五　在留期間の更新及び在留資格の変更の手続 一　インドネシア人看護師候補者 1　在留期間の更新の手続 本邦に在留するインドネシア人看護師候補者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて五年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。 2　［略］ 二　インドネシア人介護福祉士候補者 1　在留期間の更新の手続 本邦に在留するインドネシア人介護福祉士候補者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて五年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。 2　［略］ ［三・四　略］	［第一～第四　同上］ 第五　在留期間の更新及び在留資格の変更の手続 一　インドネシア人看護師候補者 1　在留期間の更新の手続 本邦に在留するインドネシア人看護師候補者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて三年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。 2　［同上］ 二　インドネシア人介護福祉士候補者 1　在留期間の更新の手続 本邦に在留するインドネシア人介護福祉士候補者であって、在留期間の更新を受けようとするものは、法第二十一条に規定する在留期間の更新の手続を経て、新たな在留期間を一年（ただし、既に在留した期間と新たに在留することとなる期間を合わせて四年の範囲内とする。）とする許可を受けるものとする。 2　［同上］ ［三・四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。